

東河内株山共有林の概要

1. 森林の所有者 長野隆一外 6 7 名
2. 森林の管理者 長野隆一
3. 認証の区域 兵庫県宍粟市一宮町東河内出石1646-1 外
4. 森林の面積 289.59ha
5. 団地数 2団地(中坪、本谷)
6. 森林の資源構成

年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	合計	
人	材	2.08	1.71	2.52	4.11	13.44	2.61	18.32	25.99	50.34	9.58	1.54	12.41	1.04	7.60	3.53	157.34
	材			124	121	1,164	444	3,682	6,719	16,272	3,506	403	4,669	438	3,752	1,733	45,570
工	材	2.14		0.39	5.10	9.50	1.90	4.68	2.91	33.13	4.62	4.75	3.93	0.57		1.15	111.30
	材			14	120	643	292	731	463	8,210	11,583	1,315	1,317	179		414	25,557
林	材									6.20						0.50	6.70
	材								1,253							111	1,404
計	材	4.22	1.71	2.91	9.21	12.94	4.51	23.20	28.91	93.17	51.20	6.29	16.34	1.61	7.60	5.18	275.34
	材			138	541	1,807	736	4,613	7,173	25,795	15,191	1,718	5,986	617	3,752	2,338	72,531
天然林	材																
	材		0.24							3.16	1.35	8.13					14.23
計	材		0.24							3.16	1.35	8.13					14.23
	材		1							357	151	875					1,487
小計(①)	材	4.22	1.91	2.91	9.21	12.94	4.51	23.20	28.91	93.13	51.55	14.42	16.34	1.61	7.60	5.18	283.57
	材	0	1	138	541	1,807	736	4,613	7,173	26,122	15,142	2,593	5,986	617	3,752	2,338	74,018
材																	
材																	
材																	0.02
材																	
材																	
材																	
材																	0.02
合計(①+②)	材	4.22	1.91	2.91	9.21	12.94	4.51	23.20	28.91	93.13	51.55	14.42	16.34	1.61	7.60	5.18	289.59
材	0	1	138	541	1,807	736	4,613	7,173	26,122	15,142	2,593	5,986	617	3,752	2,338	74,018	

1. 上段:面積(ha)、下段:材積(m³)

2. 竹林、伐採跡地、未立木地、更新困難地、放牧採草場、除地、その他は面積のみ

7. 地域の概要

全県土の約7.8%を占める宍粟市の林野率は8.9%と県平均林野率6.3%と比較して高く、人工林面積においては県下の20%を占めているなど、豊富な森林資源を有している。宍粟市はこの森林資源を背景に、古くから木材・木工製品・家具等が地場産業として栄え、林業は地域の基幹産業となっている。

しかしながら、木材市況の低迷などから、年間素材生産量は平成11年の51,179 m³から平成14年の45,479 m³へと減少している。平成15年には52,316 m³と生産量が増加したが、平均すると概ね近年は50,000 m³前後で推移しており、森林所有者の経営意欲が低下している状況にある。今後は、森林の団地化や林道や作業道整備、高性能林業機械の整備などによる原木の安定供給を推進するとともに、生産流通加工施設の整備や森林認証制度の取得推進、展示販

売施設の整備などによる流通加工販売システムの構築を進め、「儲かる林業」を目指している。

8. 東河内株山共有林の沿革

元来この林野は東河内住民178戸の共有地であったが、明治25年当時に紛争が起こり48戸は売却し、130戸は山林を分割取得して登記する事とし、130名の署名捺印により8箇条からなる山林共有者規約証書を作成し、山林5筆に対し平等の共有権を有する事となった。

初代管理者は焼山久吉氏であり、遠く奈良吉野まで出向いて植林の方法を学んだ。

それから後、植林事業を進めて行き、事業が軌道に乗り始めると売却された林野を買い戻し、夫役による植林と下刈の時代を経て、収入間伐また皆伐とサイクルを重ねて昭和期には常用の労務者を雇い、年々伐採する植林は約3町歩、そしてその伐採跡地に次々と整地してスギ・ヒノキを植え込み、補植・下刈・枝打と毎年使用する労務者は延べ1,500余名とその労賃も地域住民を潤す事となった。

9. 林道・作業道

林道 5, 382 m 5 路線

作業道 2, 900 m 1 路線

総延長 8, 282 m 6 路線

10. 東河内株山共有林の経営方針等

東河内株山共有林の経営方針等は以下の通りである。

■協業活動としてもっとも重点としている事項

設立より四世代に亘り絶え間なく手入れをされて来た「山林」の恩恵に感謝し、豊かな環境と誇りを維持しながら子孫に永遠に引き継いで行く事を経営の最終目標としている。兵庫県林業の最大生産地の宍粟市内に於ける、共有山林としてのトップブランド化を目指している。

また今年度より取り組んでいる森林見学ツアーの継続的開催や、低コスト列状間伐地及び県民緑税による出石地区の針広混交林整備事業地を展示林として一般に解放し、山林の入口や隣接地との境界に自山の材による標識を設置して見学者の受け入れを積極的に実施し、併せて経営状況等もオープンにして林業再生への取り組みをPRする。

風倒木処理跡や強間伐跡には混交林化を進め、直根をよく発達させ土砂崩れなどの防止に大きく貢献すると思われるコナラ・クリ等の広葉樹を積極的に植栽し、併せて地域生息動物の餌場となるような試みも推進している。

近い将来には、隣接している東河内生産森林組合とも一致協力して、約1千ヘクタールの広範囲に対して、自然に生かされていることを体験するゾーン、自然と共に生きていることを体験するゾーン、自然を活用しながら生きることを体験するゾーン、川辺の人工林を伐採して自然の回復を見守り、壊した自然を再生しながら生きることを体験するゾーン

の設定も役員の提案として出て来ている。

(出所 (社)全国林業改良普及協会 平成19年6月 SGEC 森林認証及び分別・表示事業体認定 審査報告書 東河内株山共有林 所有森林及び事業体より抜粋)